

8 月 27 日 (第 1 号)

令和7年豊能町議会9月定例会議会議録目次

令和7年8月27日（第1号）

出 席 議 員	1
議 事 日 程	2
開 会 の 宣 告	4
町 長 あ い さ つ	4
開 議 の 宣 告	4
会議録署名議員の指名	4

（報告）

第7号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書 報告の件	4
--------------------------------------	---

（議案提案説明）

第41号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求める ことについて	5
第42号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき 同意を求めることについて	5
第43号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙 運動の公費負担に関する条例改正の件	6
第44号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び 豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件	6
第45号議案 豊能町ふるさとづくり基金条例改正の件	7
第46号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事 業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に 関する基準を定める条例改正の件	7
第47号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する 基準を定める条例改正の件	8
第48号議案 豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件	9
第49号議案 豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件	9

第50号議案	令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件	10
第51号議案	令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件	11
第1号認定	令和6年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について	12
第2号認定	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について	14
第3号認定	令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について	15
第4号認定	令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	16
第5号認定	令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について	17
第6号認定	令和6年度豊能町下水道事業会計決算の認定について	18
散会の宣告		19

令和7年豊能町議会9月定例会議会議録（第1号）

年 月 日 令和7年8月27日（水）
場 所 豊 能 町 役 場 議 場
出席議員 10名

1番	池田	忠史	2番	才脇	明美
4番	中川	敦司	5番	寺脇	直子
6番	管野	英美子	7番	永谷	幸弘
8番	永並	啓	9番	小寺	正人
10番	秋元	美智子	11番	高尾	靖子

欠席議員 なし

本会議に説明のため出席した者は、次のとおりである。

町 長	上浦	登	副 町 長	高木	仁
教 育 長	板倉	忠	政 策 監	大西	隆樹
総 務 部 長	入江	太志	生活福祉部長	小森	進
都市建設部長	坂田	朗夫	こども未来部長	仙波	英太朗

本会議に職務のため出席した者は、次のとおりである。

議会事務局長	浜本	正義	書 記	平田	旬
書 記	岡	篤史			

議事日程

令和7年8月27日（水）午前9時30分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 第7号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件
- 日程第 3 第41号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第 4 第42号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 5 第43号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件
- 日程第 6 第44号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 日程第 7 第45号議案 豊能町ふるさとづくり基金条例改正の件
- 日程第 8 第46号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 9 第47号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 日程第 10 第48号議案 豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件
- 日程第 11 第49号議案 豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件
- 日程第 12 第50号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件
- 日程第 13 第51号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 日程第 14 第1号認定 令和6年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 第2号認定 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘

定歳入歳出決算の認定について

- 日程第 16 第3号認定 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所
施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 第4号認定 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入
歳出決算の認定について
- 日程第 18 第5号認定 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳
入歳出決算の認定について
- 日程第 19 第6号認定 令和6年度豊能町下水道事業会計決算の認定に
について

○議長（永並 啓君）

皆様、おはようございます。

9月28日に町議会議員の選挙がございますので、改選前の最後の議会となります。二元代表制の一翼を担う議会として、しっかりと役割を果たしていきたいと思います。

議員の皆様の方には投票してくださった有権者の思いが詰まっていることを改めて認識して、迎えて臨んでいただけたらと思います。

理事者におかれましても、二元代表制の意味をしっかりと理解して、議案が通ればそれでいいというのではなく、議員一人一人の発言の重みというか内容をしっかりと理解して答弁、そして対応のほうをよろしくお願ひいたします。

それでは着座にて進めさせていただけたいと思います。それでは、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、令和7年豊能町議会9月定例会議を開会いたします。それでは、定例会議に当たりまして町長より挨拶がございます。

上浦登町長。

○町長（上浦 登君）

皆様、おはようございます。

本日、9月定例会議開会に当たりまして、議員の皆様方におかれましてはお忙しい中、御参集賜り、誠にありがとうございます。

今年もこの夏、町内各地で自治会や商工会主催によります夏祭りが行われ、私もお招きをいただきまして参加をしてまいりましたが、どの夏祭りもそれぞれ趣向を凝らされ、たくさん的人が集まられて本当ににぎやかで、皆さんすてきな笑顔で盛り上がりのある夏祭りであったと思ってございま

す。

今年は戦後80年の年を迎えました。改めて平和の重みを再確認し、再び争いのない世界の実現を目指すことが重要であると感じております。

そして、来年の夏も豊能町のあちらこちらで夏祭り、盆踊り大会が盛大に行われ、子どもたちの笑顔があふれますようにと、戦後80年の今、改めて強く感じているところでございます。

さて、9月定例会議では、御報告や人事案件、条例改正、補正予算、また決算認定などに係ります案件につきまして御提案をさせていただいております。慎重に御審議をいただき、御決定、御承認賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりでございます。

なお、9月定例会議の会議期間は、本日から9月11日までの16日間といたします。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

本会の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、7番・永谷幸弘議員及び9番・小寺正人議員を指名いたします。

日程第2「第7号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件」の報告を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

おはようございます。

それでは、第7号報告、令和6年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件につきまして、地方自治法施行令第145条第

2項の規定により御報告いたします。

それでは、4ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費の小中一貫校施設整備事業でございますが、令和2年度第7回補正予算において、令和2年度から4年度までの3か年事業として計上し、令和3年度第7回補正予算において、総額を1億4,178万2,000円とし、令和4年度第4回及び令和5年度第9回補正予算において、期間の変更を行いました。

事業の実績は総額7,695万9,448円で、計画と比較いたしますと6,482万2,552円の減となっております。

年度ごとの支出額は、令和2年度2,100万、令和3年度1,173万、令和4年度645万900円、令和5年度2,349万9,000円、令和6年度1,427万9,548円となっております。

うち、特定財源は地方債1,050万円で、残りの6,645万9,448円を一般財源として支出しております。

報告は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第3「第41号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、第41号議案、豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めるについて、御説明申し上げます。

本件は、本町教育委員会委員として御尽力いただきました馬渡秀徳さんの任期が令和7年10月22日に満了となりますことから、引き続き馬渡秀徳さんを本町教育委員会委員に任命いたたく存じますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求める

ものでございます。

経歴等につきましては、お手元にお配りをしております略歴書を御覧いただきますようにお願い申し上げます。

なお、任期は令和7年10月23日から令和11年10月22日までの4年間でございます。よろしく御審議をいただきまして御同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第41号議案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第4「第42号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

上浦町長。

○町長（上浦 登君）

それでは、第42号議案、豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めるについて、御説明申し上げます。

本件は、本町固定資産評価審査委員会委員として御尽力いただきました木田正裕さんの任期が令和7年12月9日に満了となりますことから、引き続き木田正裕さんを本町固定資産評価審査委員会委員に選任いた

したく存じますので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

経歴等につきましては、お手元にお配りをしております略歴書を御覧いただきますようにお願い申し上げます。

なお、委員の任期は令和7年12月10日から令和10年12月9日までの3年間でございます。よろしく御審議をいただきまして御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

これより本件に対する質疑を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

（「なし」の声あり）

○議長（永並 啓君）

討論を終結いたします。

これより採決を行います。

本件は原案のとおり同意することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

○議長（永並 啓君）

起立全員であります。

よって、第42号議案は原案のとおり同意することに決定しました。

日程第5「第43号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

おはようございます。

それでは、第43号議案、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件について御説明

申し上げます。

議案書の7ページから8ページ並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、公職選挙法施行令の改正に伴い、豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における候補者の選挙運動用ビラ等の作成に係る公費負担の限度額を引き上げるもので、選挙運動用ビラ及び選挙運動用ポスターの製作に係る公費負担の算出基礎額を昨今の物価の変動等を考慮し、改定された公職選挙法施行令に準じて改正するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行し、この条例の施行の日以後、その期日を告示される選挙から適用するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第6「第44号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第44号議案、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の9ページから13ページまで並びに条例の概要資料、新旧対照表を併せて御覧ください。

本件は、令和6年的人事院勧告において、仕事と生活の両立支援の拡充に係る項目が明らかにされ、国家公務員の休暇制度が改正されることに伴い、当該改正に準じた改

正を行うものでございます。

それでは、条例の改正内容について御説明申し上げます。

第1条として、職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例を改正し、仕事と育児の両立に関する周知等の強化を図るものでございます。

内容は、職員又は配偶者の妊娠・出産等を申し出たときと、職員の子が3歳になるまでの適切な時期に子や家庭の事情に応じた仕事と育児の両立に関する事項について職員へ情報提供をし、意向を聞き取り配慮するなど、勤務環境の整備を図るものでございます。

第2条として、豊能町職員の育児休業に関する条例を改正し、部分休業の取得を多様化するものでございます。

内容は1日2時間まで、勤務時間の初め又は終わりに限り取得できる現行の部分休業を第1号部分休業とした上で、取得できる時間帯を問わないものとともに、この第1号部分休業に加え、1年間に10日相当を限度として臨時に取得できる部分休業を、第2号部分休業として新設するものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和7年10月1日から施行するものでございます。経過措置として、施行前においても仕事と育児の両立支援制度利用に係る職員の意向を確認するための措置を行うことができるとするものでございます。

また、施行日から令和8年3月31日までの間、第2号部分休業の取得可能時期を半減し、5日を限度とするものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第7 「第45号議案 豊能町ふるさと

づくり基金条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

入江総務部長。

○総務部長（入江太志君）

それでは、第45号議案、豊能町ふるさとづくり基金条例改正の件について御説明申し上げます。

議案書の14ページを御覧ください。

提案理由でございますが、本件は、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の寄附を積み立てるに当たり、活用できる事業を明確にするため、所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例の概要について御説明申し上げます。

議案書の15ページ、概要資料及び新旧対照表も併せて御覧ください。

豊能町ふるさとづくり基金条例の一部を次のとおり改正するものでございます。

第7条を第8条とし、第2条から第6条までを1条ずつ繰下げ、第1条の次に次の1条を加えるものでございます。

第2条、前条の目的を達成するための事業は次のとおりとする。（1）地域再生法第5条第4項第2号に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業として行う事業。（2）前号に掲げるもののほか、町長が特に必要と認める事業を追加するものでございます。

附則といたしまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第8 「第46号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に

関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

おはようございます。

第46号議案、豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の16ページを御覧ください。

提案理由といたしまして、国が定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものでございます。

続きまして、条例の改正内容について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

当該条例につきましては、子ども・子育て支援法の規定により、市町村は特定地域型保育事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は内閣府令で定める基準に従い、又は基準を参照して定めるものとされています。

今般の内閣府令改正に伴い、当該条例についても同様の改正を行うものです。

主な条例の改正内容につきましては、次のとおりです。

条例第42条第2項において、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件の全てを満たすと認めるときには、保育内容支援を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

次に、条例第42条第4項において、特定

地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件を満たすときは代替保育を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

次に、附則第5条といたしまして、条例施行日から10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとしていた経過措置の適用期間を15年に延長いたします。

なお、施行期日は公布の日といたしますが、国の基準改正に合わせて令和7年4月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第9「第47号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

仙波こども未来部長。

○こども未来部長（仙波英太朗君）

第47号議案、豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件につきまして御説明いたします。

議案書の19ページを御覧ください。

提案理由といたしまして、国が定める家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

次に、条例の改正内容について御説明いたします。

議案概要を御覧ください。

当該条例につきましては、児童福祉法の規定により、市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならないとされており、市町村の基準は厚生労働省令で定める基準に従い、又

は基準を参照して定めるものとされています。

今般の省令改正に伴い、当該条例についても省令と同様の改正を行うものです。

条例改正の内容につきましては次のとおりです。

条例第7条第2項において、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件の全てを満たすと認めるとときは保育内容支援を実施しないとすることができる旨を規定するものです。

次に、条例第7条第4項において、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合で、条例に定める要件を満たすときは代替保育を実施しないこととすることができる旨を規定するものです。

次に、附則第4条において、条例施行日から10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができるとしていた経過措置の適用期間を15年に延長いたします。

なお、施行期日は公布の日といたしますが、国の基準改正に合わせて令和7年4月1日から適用するものとします。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第10「第48号議案 豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

おはようございます。

それでは、第48号議案、豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件につきま

して御説明申し上げます。

議案書22ページを御覧ください。

豊能町下水道条例の一部を改正する条例を次のように定めるものです。

提案理由は、災害その他の非常の場合において、他の市町村長の指定を受けた指定工事店に排水設備等の工事を実施することができるため、所要の改正を行うものです。

それでは、本条例の内容について御説明申し上げます。

議案書の23ページ及び新旧対照表を御覧ください。

第6条、排水設備等の工事の施工の条項に第3項として、災害その他の非常の場合において、町長が他の市町村長の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の市町村長の指定を受けた者が排水設備等の新設等の工事を行うことができるという文言を加えるものでございます。

これは令和6年1月に発生しました能登半島地震の際、多くの家屋で排水設備等が破損したことや指定工事店自身も被災したことにより、工事を行うことができる指定工事店が不足し、排水設備等の復旧が遅れることとなった背景を踏まえ、本町でも災害その他の非常の場合において、被災地等での排水設備等の工事が円滑に実施できるよう条項を追加するものでございます。

なお、附則として、この条例は公布の日から施行するものです。

説明は以上です。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第11「第49号議案 豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

おはようございます。

それでは、第49号議案、豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件につきまして説明申し上げます。

議案書の24ページを御覧ください。

本件につきましては、当老人デイサービスセンターについて設立当初と比較いたしまして、町内に民間による同様のデイサービス事業所が整備され、サービス供給体制が充足されていることを踏まえ、公設によるデイサービス事業の役割を終えたものと判断し、条例を廃止するものでございます。

なお、附則といたしまして、この条例は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第12「第50号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長（高木 仁君）

それでは、第50号議案、令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件につきまして、その提案理由を御説明申し上げます。

お手元の補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）でございます。

第1条といたしまして、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,155万7,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ91億5,489万7,000円とするものでございます。

補正後の款項の区分及び歳入歳出予算の金額は、4ページから5ページまでの「第1表 岁入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

6ページを御覧ください。

第2条といたしまして、債務負担行為の補正でございます。「第2表 債務負担行為補正（追加）」に記載のとおり、インターネット更新事業につきまして、物件使用料の増に伴い、債務負担行為の追加を行うものでございます。

7ページを御覧ください。

第3条といたしまして、地方債の補正でございます。「第3表 地方債補正（変更）」に記載のとおり、一般廃棄物最終処分施設設置整備事業の増に伴う増額及び消防救急デジタル無線更新事業債の起債協議額の確定に伴い増額を行うものでございます。

次に、今回の歳入歳出予算の補正内容につきまして御説明申し上げます。

最初に、歳出について御説明申し上げます。

なお、今回の補正につきましては、歳入の補正に伴う財源振替がございますが、それらの説明は省略いたしますのでよろしくお願ひいたします。

13ページを御覧ください。

款2. 総務費、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の7. 基金管理事業でございますが、令和6年度のふるさと寄附金収入額と、ふるさとづくり基金積立金の予算額の差を減額するものでございます。

次に、目3. 財政管理費の1. 財政管理事業でございますが、地方公会計システムの更新に係る費用を補正するものでございます。

次に、目6. 企画費の2. 政策推進事業でございますが、住民訴訟の判決確定に伴

い訴訟費用を補正するものでございます。

14ページを御覧ください。

款3. 民生費、項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総務費の7. 障害者自立支援事業でございますが、システム改修に係る費用及び国庫支出金の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

同じく11. 障害児福祉事務事業でございますが、国庫支出金の精算に伴う償還金を補正するものでございます。

続きまして、項2. 児童福祉費、目4. 育成室運営費の2. 留守家庭児童育成室管理事業でございますが、利用者数の増に伴い、育成室の運営に係る業務委託料を増額するものでございます。

15ページを御覧ください。

款4. 衛生費、項1. 保健衛生費、目2. 予防費の3. 予防接種推進事業でございますが、帯状疱疹ワクチン定期接種に係る費用を増額するものでございます。

続きまして、項2. 清掃費、目1. 塵芥処理費、2. 広域ごみ処理事業でございますが、一般廃棄物最終処分施設設置整備事業費の増に伴い、豊能郡環境施設組合負担金を増額するものでございます。

16ページを御覧ください。

款8. 土木費、項5. 都市計画費、目1. 都市計画総務費の2. 建築物管理事業でございますが、町営吉川住宅の解体撤去に伴う費用を補正するものでございます。

17ページを御覧ください。

款10. 教育費、項1. 教育総務費、目2. 事務局費の12. 保幼小中一貫教育推進事業でございますが、ふるさと寄附金を活用した小中学校記念事業に係る補助金を補正するものでございます。

同じく13. 小中一貫校施設整備事業でございますが、西地区の義務教育学校にスクールバスを配置する費用を補正するもので

ございます。

歳出の説明は以上でございます。

次に、歳入について御説明申し上げます。

11ページを御覧ください。

款15. 国庫支出金、項2. 国庫補助金、目2. 民生費国庫補助金でございますが、歳出のところで御説明申し上げました障害者自立支援事業のシステム改修に係る国庫補助金でございます。

次に、目5. 教育費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金でございますが、中学校給食費支援事業に充当する国庫補助金でございます。

続きまして、款19. 繰入金、項1. 基金繰入金、目1. 財政調整基金繰入金でございますが、今回の補正による財源調整として、597万9,000円を増額するものでございます。

次に、目2. ふるさとづくり基金繰入金でございますが、歳出のところで御説明申し上げましたふるさと寄附金を活用した小中学校記念事業補助金に係る繰入金を増額するものでございます。

12ページを御覧ください。

款22. 町債でございますが、7ページの「第3表 地方債補正」で御説明したとおりでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第13「第51号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第51号議案、令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第

1回)の件につきまして説明申し上げます。

補正予算書の3ページを御覧ください。

令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算(第1回)でございます。

第1条といたしまして、債務負担行為の追加は「第1表 債務負担行為補正」によるものでございます。

続きまして、4ページを御覧ください。

「第1表 債務負担行為補正(追加)」に記載のとおり、地域包括支援センター運営業務委託事業につきまして、業務委託料に係る債務負担行為の追加を行うものでございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御決定賜りますようよろしくお願ひいたします。

○議長(永並 啓君)

日程第14「第1号認定 令和6年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

高木副町長。

○副町長(高木 仁君)

それでは、第1号認定 令和6年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由の御説明をさせていただきます。

本件は、地方自治法第233条第3項の規定により、別冊の監査委員の決算審査意見書をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、決算フォルダの令和6年度決算フォルダ内にございます令和6年度一般会計歳入歳出決算書に基づきまして御説明を申し上げます。

まず、決算書の5ページを御覧ください。歳入合計は89億4,827万3,880円、歳出合計は83億7,864万686円で、差引残高は5億6,963万3,194円でございますが、予算繰越により翌年度へ繰越すべき額4,862万6,208

円を差し引きました再差引き後の実質収支額は5億2,100万6,986円の黒字となり、翌年度へ繰り越すものでございます。

それでは、まず、決算書の6ページから8ページの歳入につきまして御説明を申し上げます。

一般会計の歳入合計は、8ページの一番下の段、歳入合計のうち、収入済額の欄にございます89億4,827万3,880円でございます。不納欠損額は348万4,674円、収入未済額は1億3,293万2,070円となっております。

それでは、歳入の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

6ページを御覧ください。

款1. 町税でございますが、令和6年度の決算額は15億6,481万7,922円で、前年度と比べて1億2,279万252円の減となっております。この主な要因は、定額減税の実施と個人住民税の納税義務者の減によるものでございます。

次に、7ページの款10. 地方特例交付金でございます。決算額は9,683万8,000円で、前年度と比べて7,817万8,000円の増となっております。これは定額減税の実施に伴う減収補填によるものでございます。

次に、款11. 地方交付税でございます。決算額は31億1,202万7,000円で、前年度と比べて4,088万1,000円の増となっております。そのうち、普通交付税が3,992万4,000円の増、特別交付税が95万7,000円の増となっております。

款15. 国庫支出金でございますが、決算額は11億2,256万4,222円で、前年度と比べて1億3,463万5,097円の増となっております。主な要因としましては、公立学校施設整備負担金や学校施設環境改善交付金の増などによるものでございます。

次に、8ページの款19. 繰入金でございます。決算額は5億142万9,855円で、前年

度と比べて2億7,331万4,671円の増となっております。その主な要因といたしましては、財政調整基金繰入金が前年度と比べて3億1,056万5,000円の増となったことによるものでございます。

次に、款20. 繰越金でございますが、決算額は5億7,629万8,444円で、前年度と比べますと9,755万7,549円の増となっております。

最後に、款22. 町債でございます。決算額は6億1,597万8,000円で、前年度と比べて3億8,598万7,000円の増となっております。主な要因としましては、小中一貫校施設整備事業債と一般廃棄物最終処分施設設置整備事業債の増によるものでございます。

以上が歳入の主なものでございます。

続きまして、決算書の9ページから11ページの歳出につきまして御説明申し上げます。

一般会計の歳出合計は11ページの下の段、歳出合計のうち、支出済額の欄にございます83億7,864万686円でございます。翌年度繰越額は21億4,649万4,208円、不用額は5億5,064万8,526円でございます。

それでは、歳出の主なものにつきまして御説明を申し上げます。

9ページを御覧ください。

款2. 総務費は、決算額18億476万2,528円でございます。前年度と比べますと2億7,025万4,389円の増となっており、その主な要因としましては退職手当や基幹系システム標準化対応事業の委託料の増によるものでございます。

翌年度繰越額9,607万2,208円は、住民税非課税世帯支援給付金給付事業、人件費事業、庁舎等修繕事業、道の駅に関する事前調査事業、地域公共交通維持確保事業に係るものでございます。

款3. 民生費は、決算額22億7,958万

7,833円でございます。前年度と比べて1億5,611万9,536円の増となっており、その主な要因としましては、障害者自立支援事業や後期高齢者医療の負担金、児童手当の増によるものでございます。

翌年度繰越額1,600万8,000円は、介護保険施設支援事業、介護サービス事業所支援事業、おでかけくん車両買替事業、第5次豊能町地域福祉計画等策定事業、低所得者の子育て世帯支援給付金給付事業、障害者（児）通所事業所、相談支援事業所及び障害者入所施設支援金給付事業に係るものでございます。

款4. 衛生費は、決算額8億9,903万27円でございます。前年度と比べて1,710万7,240円の増となっており、主な要因としましては豊能郡環境施設組合に対する負担金の増と、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業の減によるものでございます。

款6. 農林水産業費は、決算額1億3,776万7,769円でございます。前年度と比べて2,036万416円の増となっており、その主な要因としましては、地域計画策定事業や高山地区ほ場整備事業の増によるものでございます。

なお、翌年度繰越額1,174万6,000円は、牧地区ほ場整備事業、高山地区ほ場整備事業に係るものでございます。

続きまして、10ページの款7. 商工費は、決算額5,010万4,467円でございます。前年度と比べて2,117万1,768円の減となっており、その主な要因としましてはお買物クーポン券配布事業の減によるものでございます。なお、翌年度繰越額2,860万円は、余野地区商業施設開設事業に係るものでございます。

款8. 土木費は、決算額4億3,673万7,610円でございます。前年度と比べますと9,300万7,029円の減となっており、その主

な要因といたしましては、橋梁長寿命化等事業や通学路等交通安全整備事業、下水道事業会計繰出金事業の減によるものでございます。

翌年度繰越額39万1,000円は、都市計画決定・変更支援委託事業に係るものでございます。

款9. 消防費は、決算額4億4,713万9,798円でございます。前年度に比べて5,944万130円の増となっており、その主な要因といたしましては、消防事務委託負担金の増によるものでございます。

翌年度繰越額2,541万円は、切畠分団消防ポンプ車更新事業に係るものでございます。

款10. 教育費は、決算額16億3,607万584円でございます。前年度と比べて6億5,777万5,578円の増となっており、その主な要因といたしましては、小中一貫校施設整備事業や光風台小学校改修事業の増によるものでございます。

翌年度繰越額19億6,826万7,000円は、東能勢小学校支障木伐採事業、シートス管理維持体制持続化事業、小中一貫校施設整備事業に係るものでございます。

なお、地方自治法施行令第166条第2項に規定する歳入歳出決算事項別明細書及び実質収支に関する調書は、決算書の13ページから206ページに、また財産に関する調書は別ファイルの令和6年度決算書基金公有財産に記載しているとおりでございます。

また、令和6年度は事業評価・主要施策成果報告書につきましても、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、決算の概要説明とさせていただきます。御審議いただき、御認定賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（永並 啓君）

日程第15「第2号認定 令和6年度豊能

町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第2号認定、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

決算書の211ページをお開き願います。

歳入合計24億9,894万5,266円、歳出合計24億8,219万3,313円で、差引残高1,675万1,953円を翌年度に繰り越すものでございます。

212ページをお開き願います。

まず、歳入でございます。

款1. 国民健康保険料は、予算現額5億2,190万7,000円、調定額5億4,698万7,290円に対し、収入済額5億1,346万3,754円、不納欠損額246万3,600円、収入未済額3,105万9,936円でございます。

款2. 国民健康保険税は、予算現額264万2,000円、調定額837万6,817円に対し、収入済額48万3,116円、不納欠損額81万360円、収入未済額708万3,341円でございます。

款3. 使用料及び手数料は、予算現額20万1,000円に対し、調定額、収入済額ともに11万7,600円で、これは保険料等徴収に係ります督促手数料でございます。

款4. 国庫支出金は、予算現額643万円に対し、調定額、収入済額ともに1,066万3,000円で、これは社会保障・税番号制度システム整備費等補助金でございます。

款5. 府出資金は、予算現額18億7,290万6,000円に対し、調定額、収入済額ともに17億7,035万4,998円で、これは保険給付費に

対する交付金等でございます。

款6. 繰入金は、予算現額1億8,660万円に対し、調定額、収入済額とともに1億8,237万2,110円で、これは一般会計からの繰入金でございます。

款7. 繰越金は、予算現額1,951万4,000円に対し、調定額、収入済額とともに1,951万4,329円で、これは前年度からの繰越金でございます。

款8. 諸収入は、予算現額6,000円に対し、調定額、収入済額とともに197万6,359円で、これは保険料の納付に係る延滞金等の収入でございます。

款9. 財産収入は、予算現額1,000円であります、収入はございませんでした。

次に、歳出について説明をいたします。
214ページをお開き願います。

款1. 総務費でありますが、予算現額4,434万3,000円に対し、支出済額4,043万6,673円で、この経費は職員の人工費と国民健康保険事務事業の管理運営費、保険料の賦課徴収等の事務及び国保運営協議会に要した経費でございます。

款2. 保険給付費は、予算現額18億50万4,000円に対し、支出済額17億829万352円で、療養諸費、高額療養費等の給付費に要した経費でございます。

款3. 国民健康保険事業費納付金は、予算現額6億8,698万4,000円に対し、支出済額6億8,698万2,421円で、これは大阪府が決定した標準保険料率などにより、本町に割り当てられた額を大阪府に納めたものでございます。

款4. 保健事業費は、予算現額3,768万4,000円に対し、支出済額2,879万8,557円で、特定健康診査及び国保ヘルスアップ事業等に要した経費でございます。

款5. 基金積立金、款6. 公債費につきましては、執行額はございません。

款7. 諸支出金は、予算現額1,799万710円に対し、支出済額1,768万5,310円で、これは保険料の還付金及び国民健康保険特別会計診療所施設勘定への繰出金等でございます。

款8. 予備費につきましては、国民健康保険運営事業に係る保険料の還付金、還付加算金及び直営診療施設勘定繰出金並びに国民健康保険保険事業に係る保健衛生費普及費の不足により、414万6,710円を執行してございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定いただきますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第16「第3号認定 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第3号認定、令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものでございます。

決算書の249ページをお開き願います。

歳入合計1億57万6,485円、歳出合計1億13万2,362円で、差引残高44万4,123円を翌年度に繰り越すものでございます。

250ページをお開き願います。

歳入でございます。

款1. 診療収入は、予算現額5,077万3,000円に対し、調定額、収入済額とも5,229万4,631円で、これは内科、歯科の診療収入でございます。

款2. 使用料及び手数料は、予算現額4万2,000円で、調定額、収入済額とも3万6,877円となっております。これは診断書等の手数料及び職員駐車場の使用料収入でございます。

款3. 繰越金は、予算現額44万9,000円に対し、調定額、収入済額とも44万9,117円で、前年度の繰越金でございます。

款4. 繰入金は、予算現額5,260万6,000円に対し、調定額、収入済額とも4,735万6,000円で、一般会計及び国民健康保険特別会計事業勘定からの繰入金でございます。

款5. 諸収入は、予算現額30万1,000円に対し、調定額、収入済額とも43万9,860円でございます。これは歯ブラシ等の衛生用品の収入及びオンライン資格確認関係補助金の収入でございます。

次に、歳出について御説明申し上げます。251ページを御覧ください。

款1. 総務費でございますが、予算現額7,595万4,400円に対し、支出済額7,380万914円であり、これは職員人件費及び診療所の管理運営に要した経費でございます。

次に、款2. 医業費は、予算現額2,757万3,740円に対しまして、支出済額2,633万1,448円で、これは医療機材や医薬品等に要した経費でございます。

款3の予備費につきましては、保険資格確認システム改修費等の不足により、80万5,140円を執行しております。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第17「第4号認定 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

それでは、第4号認定、令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の269ページをお開き願います。

歳入合計7億7,967万3,045円、歳出合計7億4,612万6,059円、差引残高3,354万6,986円を翌年度に繰り越すものでございます。

続きまして、270ページをお開き願います。まず、歳入でございます。

款1. 後期高齢者医療保険料は、予算現額6億6,824万3,000円、調定額6億7,606万1,894円に対し、収入済額が6億7,517万8,198円、不納欠損額27万1,719円、収入未済額が61万1,977円でございます。

款2. 使用料及び手数料は、予算現額3万1,000円に対し、調定額、収入済額とともに3万500円で、これは保険料徴収に係る督促手数料の収入でございます。

款3. 繰入金は、予算現額7,890万1,000円に対し、調定額、収入済額とともに7,877万3,239円で、一般会計からの繰入金でございます。

款4. 繰越金は、予算現額1,000万円で、調定額、収入済額とともに2,564万3,158円で前年度からの繰越金でございます。

款5. 諸収入は、予算現額4,000円で、調定額、収入済額とともに4万7,950円であり、これは大阪府後期高齢者医療制度特別対策補助金でございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。271ページを御覧ください。

款1. 総務費は、予算現額62万3,153円に対しまして、支出済額は56万5,789円であり、

これは賦課徴収事務等に要した経費でございます。

款2. 後期高齢者医療広域連合納付金は、予算現額7億4,653万1,000円に対し、支出済額は7億4,404万8,531円であり、これは保険基盤安定負担金及び保険料等収納額相当額の負担金でございます。

款3. 諸支出金は、予算現額160万1,000円に対し、支出済額151万1,739円で、これは保険料の還付金でございます。

款4. 予備費につきましては、後期高齢者医療徴収事務事業に係る徴収費の不足により、8,153円を執行してございます。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第18「第5号認定 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小森生活福祉部長。

○生活福祉部長（小森 進君）

第5号認定、令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について、提案の説明をいたします。

本件につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付するものでございます。

それでは、決算書の287ページをお開き願います。

歳入合計25億3,546万943円、歳出合計24億3,038万2,145円であり、差引残高1億507万8,798円、予算繰越による翌年度へ繰り越すべき額はございませんので、1億507万8,798円を翌年度に繰り越すものでございます。

次に、288ページ、289ページをお開き願います。

まず、歳入でございますが、款1. 保険料、予算現額6億2,085万5,000円、調定額6億3,981万7,210円に対し、収入済額6億3,582万1,936円、不納欠損額86万9,202円、収入未済額312万6,072円で、これは第1号被保険者による介護保険料の収入でございます。

款2. 使用料及び手数料は、予算現額1,095万2,000円、調定額、収入済額ともに2,152万8,659円で、これは新予防給付ケアマネジメント手数料及び介護保険料の督促手数料の収入でございます。

款3. 国庫負担金は、予算現額5億2,829万2,000円に対し、調定額、収入済額とも4億6,924万1,422円で、これは介護給付費及び介護予防事業費等に対する国庫負担金補助金並びに交付金でございます。

款4. 支払基金交付金は、予算現額6億4,346万7,000円に対しまして、調定額、収入済額とも5億9,214万7,376円で、これにつきましても介護給付費及び介護予防事業費等に対する交付金で、第2号被保険者保険料による交付金でございます。

款5. 府支出金は、予算現額3億532万6,000円に対し、調定額、収入済額とも3億2,072万9,306円で、これも介護給付費及び介護予防事業費等に対する府負担金並びに補助金でございます。

款6. 繰入金は、予算現額3億9,350万3,000円に対しまして、調定額、収入済額とも3億4,952万3,269円であり、全て一般会計からの繰入金でございます。

款7. 諸収入は、予算現額12万7,000円に対しまして、調定額29万2,363円、収入済額29万803円、収入未済額1,560円であり、第三者納付金などの雑入や延滞金等でございます。

款8. 繰越金は、予算現額1億4,095万7,400円に対し、調定額、収入済額とも1億

4,271万7,795円で、令和5年度からの繰越金でございます。

款9. 財産収入は、予算計上はありませんでしたが、調定額、収入済額ともに346万377円で、介護給付費準備基金の債券運用に係る利息でございます。

次に、歳出について説明をいたします。
290ページ、291ページを御覧ください。

款1. 総務費は、予算現額7,160万1,400円に対しまして、歳出済額5,214万2,527円で、この経費は介護保険事務事業の管理運営及び保険料の賦課徴収等の事務に要した経費でございます。

款2. 保険給付費は、予算現額22億4,559万円に対し、支出済額20億8,182万685円で、これは介護サービス費、介護予防サービス費、高額介護サービス費、特定入所者介護サービス費及び審査支払手数料等に要した費用でございます。

款3. 財政安定化基金拠出金は、大阪府に設置されております財政安定化基金に拠出する経費でございますが、前年度に引き続き令和6年度におきましても支出額はございません。

款4. 地域支援事業費は、予算現額1億7,738万6,000円に対しまして、支出済額1億5,871万6,203円で、これは介護予防事業並びに包括的支援事業に要した経費でございます。

款5. 保健福祉事業費につきましては、予算現額115万5,000円に対し、支出済額29万4,360円で、これは令和6年度から新たに開始いたしました見守りサポート事業に要した経費でございます。

款6. 基金積立金は、予算現額8,045万6,000円に対し、支出済額8,045万4,927円で、これは介護給付費準備基金への積立金でございます。

款7. 公債費につきましては、執行額は

ございません。

款8. 諸支出金は、予算現額5,728万9,000円に対しまして、支出済額5,695万3,443円で、これは介護保険料の還付金及び国府支払基金等への償還に要した経費でございます。

款9. 予備費については、執行額はございませんでした。

説明は以上でございます。御審議の上、御認定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

日程第19「第6号認定 令和6年度豊能町下水道事業会計決算の認定について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

坂田都市建設部長。

○都市建設部長（坂田朗夫君）

それでは、第6号認定、令和6年度豊能町下水道事業会計決算の認定について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、令和6年度豊能町下水道事業会計決算書の4ページをお開き願います。

（1）収益的収入及び支出につきまして、決算額の欄ですが、収入合計13億4,888万5,345円、支出合計12億3,590万138円でございます。

5ページをお開き願います。

（2）資本的収入及び支出につきまして、決算額の欄ですが、収入合計1億701万6,000円、支出合計2億1,463万1,569円でございます。また、地方公営企業法第26条の規定による令和7年度への繰越額は、2,500万円でございます。

なお、指数欄の一番下に記載のあります資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億761万5,569円は、引継金で補填い

たしております。

4ページにお戻りください。

(1) の収益的収入です。第1款. 下水道事業収益の第1項. 営業収益ですが、当初予算額2億4,347万2,000円に対し、決算額ですが収入額2億6,014万5,251円でございます。

第2項. 営業外収益、当初予算額10億6,389万7,000円に対し、決算額、収入済額になりますが10億5,694万8,877円でございます。

第3項. 特別利益は、収入済額として3,179万1,217円でございます。

次に、収益的支出について御説明いたします。

第1款. 下水道事業費用、第1項. 営業費用は、当初予算額12億1,348万1,000円に対し、決算額、支出済額にはなりますが、12億461万9,787円でございます。

第2項. 営業外費用は、当初予算額3,333万1,000円に対し、決算額2,674万2,749円でございます。

第3項. 特別損失は、当初予算額971万2,000円に対し、決算額453万7,602円でございます。

第4項の予備費の支出はございません。

続いて、5ページをお開き願います。

(2) の資本的収入についてです。第1項. 負担金等ですが、収入はありませんでした。

第2項. 国庫補助金は、当初予算額1,000万に対し、決算額500万円でございます。

第3項. 一般会計繰入金は、当初予算額2,691万3,000円に対し、決算額371万6,000円でございます。

第4項. 基金繰入金は、当初予算額1,107万7,000円に対し、決算額820万円でございます。

第5項. 企業債は、当初予算額1億5,500

万に対し、決算額9,010万円でございます。

次に、資本的支出についてです。

第1項. 建設改良費は、当初予算額1億1,162万円に対し、決算額、支出済額ですが6,003万5,904円でございます。

なお、令和7年度への繰越額2,500万円ですが、マンホールポンプ等監視装置更新工事に係る費用でございます。

第2項. 基金積立金についてはありませんでした。

第3項. 企業債償還金ですが、当初予算額1億5,459万7,000円に対し、決算額は1億5,459万5,665円でございます。

説明は以上でございます。御審議いただき、御認定くださいますようよろしくお願ひいたします。

○議長（永並 啓君）

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日提出された議案は8月29日に総括質疑を行い、9月1日と2日の決算特別委員会、9月3日の総務建設常任委員会、9月4日の福祉教育常任委員会で審査された後、最終日の9月11日の本会議で討論・採決を行います。

本日はこれをもって散会いたします。

次回は8月28日午前9時半より会議を開きます。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時48分

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

会議録署名議員の指名

- 第7号報告 令和6年度豊能町一般会計予算継続費精算報告書報告の件
- 第41号議案 豊能町教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第42号議案 豊能町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第43号議案 豊能町議会議員及び豊能町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例改正の件
- 第44号議案 職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び豊能町職員の育児休業等に関する条例改正の件
- 第45号議案 豊能町ふるさとづくり基金条例改正の件
- 第46号議案 豊能町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第47号議案 豊能町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例改正の件
- 第48号議案 豊能町下水道条例の一部を改正する条例改正の件
- 第49号議案 豊能町立老人デイサービスセンター条例廃止の件
- 第50号議案 令和7年度豊能町一般会計補正予算（第5回）の件
- 第51号議案 令和7年度豊能町介護保険特別会計事業勘定補正予算（第1回）の件
- 第1号認定 令和6年度豊能町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第2号認定 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 第3号認定 令和6年度豊能町国民健康保険特別会計診療所施設勘定歳入歳出決算の認定について
- 第4号認定 令和6年度豊能町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第5号認定 令和6年度豊能町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

第6号認定 令和6年度豊能町下水道事業会計決算の認定について

以上、会議の次第を記し、これを証するためここに署名する。

令和　　年　　月　　日署名

豊能町議会　議　長

署名議員　　7番

同　　9番